明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○都市再生特別措置法の一部を改正する法律（二六）　四
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（二七）　七
〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一一六）　三
〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（四）　一
〔告　示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（内閣二）　三
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の効力発生に関する件（外務一三七）　二七
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定第五条の実施に関する書簡の交換に関する件（同一三八）　二六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七三）　二九
○保安林の指定をする件（農林水産九一四～九二九）　二九
○輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件（経済産業八四）　三
○輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（同八五）　三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件（同八六）　三
○輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件（同八七）　三
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（同八八）　三
○外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件の一部を改正する件（同八九）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第二六号）（国土交通省）

1　目的の改正

この法律の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することとした。（第一条関係）

2　都市再生基本方針の見直し

都市再生基本方針は、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならないこととした。（第一四条関係）

3　地域整備方針の見直し

地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならないこととした。（第一五条関係）

4　都市再生緊急整備協議会の構成員の見直し

国の関係行政機関等の長は、都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）に、都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者等を加えることができることとした。（第一九条関係）

5　都市再生安全確保計画の作成等（第一九条の一三及び第一九条の一四関係）

㈠　協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができることとした。